

移動販売 福の助商店 4月の運行スケジュール



「加納新田中坪集会所」・「土手下 木村様宅前」・「旧文農協跡地」の販売時間が変更となりました。



【魚類：鈴木鮮魚店さん】、【精肉：火曜→ポケットファームどきどき、木曜→肉のながさわさん】から仕入れています

運行日：4月1日(木)、15日(木)

時間	地区	販売場所
9:50～10:15	押戸	押戸集会所
10:25～10:50	立木	農協文間倉庫駐車場
11:00～11:25	惣新田①	惣新田集会所
11:30～11:50	惣新田②	旧惣新田下坪 宮農組合倉庫前
13:30～13:55	羽中	羽中集会所
14:05～14:30	中谷③	南野原集会所
14:40～15:05	中谷①	地域ふれあいセンター
15:15～15:40	加納新田①	加納新田上坪 集会所前

運行日：4月6日(火)、20日(火)

時間	地区	販売場所
9:50～10:10	八幡台	八幡台集会所
10:20～10:40	利根フレッシュ タウン③	ぞうさん公園 (第二公園)
10:45～11:05	利根フレッシュ タウン②	自転車公園 (第一公園)
11:35～12:00	布川台	布川台集会所駐車場
13:40～14:05	内宿	内宿集会所
14:20～14:45	加納新田②	加納新田中坪集会所
15:00～15:20	押付新田②	土手下 木村様宅前
15:30～15:45	上曾根②	旧文農協跡地

運行日：4月8日(木)、22日(木)

時間	地区	販売場所
9:50～10:10	押付新田①	押付新田集会所
10:20～10:45	羽根野台	羽根野台第一公園
10:55～11:20	早尾台①	早尾台中央公園
11:30～11:50	早尾台②	早尾台自治会館 敷地内駐車場
13:30～13:50	早尾①	天神様
14:00～14:20	早尾②	早尾台緑地広場
14:30～14:50	上曾根①	豊島典夫様宅前
15:00～15:20	下曾根	利根町文化センター 駐車場
15:30～15:50	羽根野	羽根野集会所

運行日：4月13日(火)、27日(火)

時間	地区	販売場所
9:50～10:15	利根ニュー タウン②	運動の公園
10:25～10:50	利根フレッシュ タウン①	フレッシュタウン 自治会館前駐車場
11:00～11:25	馬場	柳田國男 記念公苑駐車場
11:35～12:00	福木	福木集会所
13:40～14:05	利根ニュー タウン①	風の公園
14:15～14:40	白鷺の街	第二公園
14:50～15:10	中谷②	下中谷防火水槽脇・ リサイクル集積所
15:20～15:40	立崎	増田照樹様宅敷地内

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。

当日の運行状況は【公式 Twitter @tonefukunosuke】でチェックできます！ QRコード➡



移動販売車の運行などに関する問い合わせ (販売委託先) 運営主体
水郷つくば農業協同組合 竜ヶ崎地区本部 営農課 ☎62-2211 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線123)

新型コロナウイルスワクチン接種の概要

▶接種の対象や受ける際の接種順位

- 1 医療従事者など
- 2 高齢者(令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方)
- 3 高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設などで従事されている方
- 4 1～3以外の方

▶接種券(クーポン券)の発送

国が示す優先順位に応じて、対象者の方に順次、ワクチン接種の接種券(クーポン券)を発送する予定です。高齢者の方へは令和3年3月下旬に発送する予定です。

▶接種回数：1人2回の接種となる見込みです。

▶接種方法・場所

【個別接種】町内7つの医療機関で接種可能になる予定です
【集団接種】利根町保健福祉センター

▶接種費用：無料で接種できます

▶接種予約

利根町保健福祉センター内に設置するコールセンターでの一括予約となります。

※詳細は、町が送付する「接種券」に同封する「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ先

利根町保健福祉センター ☎68-8291

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生を出来る限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために行います。
現在、利根町においても、住民への円滑なワクチン接種に向けて国のスケジュールに沿って準備を進めています。

新型コロナウイルスワクチンの接種について



利根町中小企業者等経営支援助成金

▶対象月

令和2年2月から令和2年12月分まで ⇒ **令和3年3月分まで延長**

▶申請期限

令和3年1月29日まで ⇒ **令和3年5月31日まで延長**

▶対象者

- ①申請日時点で、一年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に主たる事業所や店舗等を有している法人及び個人事業者、または町内に住所を有する個人事業者
- ②令和元年分の確定申告における事業収入等の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業者は10万円以上であること
- ③新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月から令和3年3月のうち、事業の売上高等が平成31年1月から令和元年12月までの同月と比較して20%以上減少した月があること
- ④助成金受領後も経営を継続する意欲があること
- ⑤町税等を滞納していないこと(徴収の猶予が認められたものは除く)
- ⑥利根町小規模事業者緊急経営支援助成金の交付対象でないこと など

▶助成金額

法人30万円・個人事業者20万円(一事業者あたり一回のみ)

申請方法や必要書類など、詳細については、下記までお問い合わせください

問い合わせ先

役場経済課 商工観光振興係 ☎68-2211 (内線440・441)

「利根町中小企業者等経営支援助成金」の制度が改正されました。
利根町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し経営に支障が生じている町内の中小企業者等(飲食店等以外)の方を対象に「利根町中小企業者等経営支援助成金」を交付し、経営継続支援を行ってまいりました。申請期間は、本年1月29日までとなっております。
りましたが、長引くコロナ禍や緊急事態宣言の発出等により、今後、売上げが減少する企業等や、事情により期限内に申請できなかった方への支援のため、対象となる月を令和3年3月分まで拡大し、これに伴い、申請期間を令和3年5月31日まで延長します。

中小企業者等(飲食店等以外)の方へ

